

# 東京第一会計ニュース

2021(令和3)年1月1日発行

No.113  
CONTENTS

新年のご挨拶

顧問先紹介【株式会社ビーピーエー】

固定資産税・都市計画税の減免について

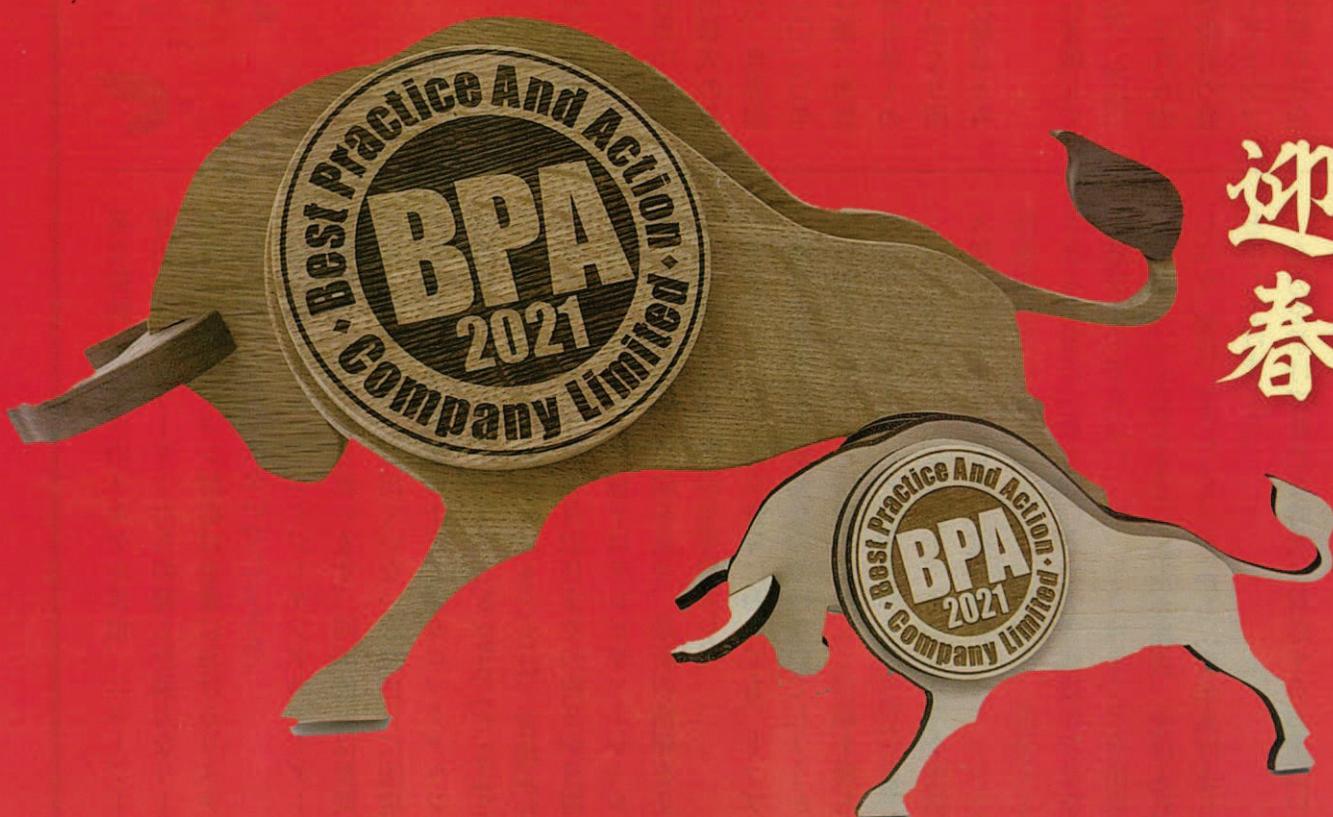
新型コロナウイルス対策給付金 申請期限

健

いしづえ

二〇二一年

迎春



## 新年のご挨拶



税理士 塩畑 契之



新たな時代へ、新年あけまして頑張りましょう。

新しい年の年頭にあたりまして、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の大流行により、世界中が混乱の渦に巻き込まれました。それによりそれまでの生活様式の変革を求められ、経済にも大きな影響がおよぼされました。世界銀行の二〇二〇年六月版世界経済見通しによりますと「二〇二〇年の世界経済成長率はマイナス5.2%になる予測で、これは第二次世界大戦以来最悪の景気後退であり、一八七〇年以降、最も多くの国で一人当たりGDPが減少することになる。国民一人当たり所得は3.6%減少し、二〇二〇年に数百万人が極度の貧困に陥るとみられる。」とのことです。

世界中の国々が新型コロナウイルスの感染拡大防止に苦戦している中で、同ウイルスの封じ込めに成功した数少ない国が、中国、台湾、ドイツ、ニュージーランドだと言われています。これらの中には、中国に共通しているのが検疫体制（水際対策）の強化、感染者の厳格な隔離、検査体制の確立、指導者の強力で明確なリーダーシップだと言われております。中国については、かの国の独特的の社会体制を考えるうなずけるところがありますが、台湾における蔡

英文總統、ドイツのメルケル首相、ニュージーランドのアーダーン首相、これらリーダーたちの発した強力なリーダーシップと明確なコミュニケーション対応は企業におけるリスクマネジメントに通じるものがあるのでないでしょうか。

特に評価の高いニュージーランドのアーダーン首相の対応について考察してみたいと思います。同国政府は新型コロナウイルス感染症による死者がまだ出ていない3月19日に国境を閉鎖し、1週間後の3月25日に4週間の予定で完全ロックダウンに入りました。首相の戦略は「厳しく、素早く（Go hard, Go early）」がありました。そのような戦略の中特筆すべきことは、首相が行つた情報発信です。ロックダウン発表後5月22日までの約2か月間、平日はほぼ毎日記者会見を行い、その様子はテレビやソーシャルメディアで配信されました。常に国民に顔を見せ、最新の情報を正確に伝え、国民に感謝の言葉を添えて協力を求めました。

企業におけるリスク管理においても、トップが素早くそして厳しく臨む姿勢が最も重要なではないでしょうか。常に従業員や取引先に顔を見せながら情報を発信して信頼を勝ち得ることにより、有効なリスクマネジメントが可能となるのだと思います。

「ウイズコロナ（withコロナ）」により新たな生活様式、新たなビジネス様式が始まりました。電子取引、キャッシュレス決済、リモート作業が急速に浸透することでしょう。啓発セミナーなどでよく引用される名言に「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。」とあります。新たな様式、受け入れましょう、対応しましょう、変化しましょう。だから「新年あけまして頑張りましょう。」と申し上げました。

全力を挙げて新たな時代に対応するお手伝いをさせていただきま

新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。

現在、税制調査会などで、「小分けに暦年贈与を繰り返すことに相続税の節税をしている」ことを防止するため、贈与税と相続税の一括課税が議論されています。これがどうなるか未定ですが、新制度ができるまでは、今後の生前贈与について注意が必要です。

また、これから消費税において、消費税の規定に沿った事項を記載した請求書等であるインボイス（適格請求書）制度への移行の対応が必要となります。インボイス発行事業者となるには、税務署に申請書を提出して登録事業者となる必要があります。申請書は二〇二一年十月一日から提出が可能です。インボイス制度が開始する二〇二三年十月一日までに登録を受けるためには、原則として二〇二三年三月三十一日までに申請書を提出する必要があります。インボイス制度の開始後は、登録事業者の発行する請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。そのため、取引先がインボイス発行事業者に該当するかどうかの確認が必要となります。

こんなコロナ禍においても、昨年の10月から税務調査が実施されています。その対応も必要となり、今年も忙しい一年になりそうです。

新型コロナウイルス感染症が終息して、何の心配もない生活ができる日に戻ることを願わずにいられません。それまで、何としても生きぬいていきましょう。

東京第一会計は皆様のお役に立てるよう職員一同努力してまいります。



税务士 近藤 勝美



新年あけましておめでとうございます。

二〇一九年十一月に入社いたしました新宿事務所の村山俊博と申します。この場をお借りしまして、簡単な自己紹介をさせて頂ければと思います。

年齢は40歳、出身は東京都東大和市で現在は西東京市の田無に住んでおります。6歳と2歳の二児の父親です。  
大学卒業後、銀行に4年半勤め、主に中小企業への融資業務をしておりました。もともと中小企業の経営に興味があり、そこに関われる仕事として銀行員を選択しました。しかし銀行員として働くなかで、中小企業の経営に近い存在でいる顧問税理士の立場に気づきました。そして、自分のやりたい事は税理士の仕事だ！と思いつ二〇〇七年に税理士法人への転職をし、この業界へ飛び込みました。最初は税金の知識は何もなく、ただ自分は絶対に税理士になる、との思いのみで邁進しておりました。

二〇一四年四月に税理士登録して6年経ちますが、実力不足を感じる日々でございます。まだまだ未熟ですが、皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。



税务士 村山 俊博



## 固定資産税・都市計画税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して二〇二一年度の固定資産税・都市計画税の減免が行われます。



### 減免率

- 二〇二〇年二月から十月までの連続する任意の3か月間の事業収入が、前年の同期間と比較して、30%以上50%未満減少した場合は減免率が2分の1、50%以上減少した場合は全額が免除されます。

2020年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

出典：中小企業庁



### 対象となる方

#### 中小事業者（個人・法人）

- 常時使用する従業員の数が千人以下の個人
- 資本金の額または、出資金が1億円以下の法人
- 法人および資本または出資を有しない法人
- の場合は常時使用する従業員の数が千人以下の法人

※個人の所有する居住用家屋は対象外です。

- 事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税
- 事業用家屋に対する都市計画税

### どのような手続・書類が必要ですか？

売上や対象となる事業用家屋・償却資産について認定支援機関等の確認を得た必要書類とともに市区町村に申告していただきます。

### 認定支援機関等とは何ですか？

中小企業経営力強化支援法に基づき国が認定した経営革新等支援機関の通称であり、具体的には、税理士、公認会計士、弁護士、商工会、金融機関等が主な認定支援機関として認定されています。ちなみに税理士法人東京第一会計は認定支援機関として登録しています。

### いつ申告すれば良いですか？

軽減を受ける家屋・償却資産の所在する自治体への申告期間は二〇二一年一月一日から二〇二二年二月一日です。

### 土地も軽減の対象となるのですか？

土地については対象となりません。軽減の対象となるのは事業用の家屋と償却資産です。



**事業収入とは何ですか？**

**A** 一般的な収益事業における売上高と同様です。給付金や補助金収入、事業外収益などの一時的収入は含みません。

**Q** 新しく取得した家屋や償却資産についても軽減されるのですか？

**A** 二〇二〇年十二月三十一日までに取得した家屋や償却資産については軽減の対象となります。

**Q** 複数の市区町村をまたいで店舗等（家屋）がある場合には、それぞれの市区町村に申告を行う必要がありますか？

**A** 複数の市区町村に固定資産税を納付している場合は、それぞれの市区町村に申告していただく必要があります。

**Q** 開業間もない場合、具体的には前年同期比の事業収入が比較できない場合には、対象となりますか？

**A** 前年と比較して一定の事業収入が減少している場合を要件としており、前年同期との比較ができない場合は新型コロナウイルス感染症の影響であることが確認できないため、対象外となります。

**Q** 償却資産や事業用家屋をリースで借りている場合は軽減されないのでですか？

**A** 固定資産税・都市計画税は、資産の所有者に対する税であることから、対象となる資産をリースで借りている企業がその所有権を持つている場合は軽減の対象になりますが、所有権を持つていない場合は対象とはなりません。

**Q** 個人（会社の経営者等）が会社に家屋を貸している場合、軽減対象になりますか？

**A** 個人に課される固定資産税・都市計画税は軽減の対象ではありません。一方、個人が個人事業主として事業用家屋を貸している場合、当該事業収入の減少要件等を満たせば対象となります。

**Q** 居住用家屋と一体となっている事業用の事務所も軽減の対象となりますか？

**A** 事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。



**Q** 二〇二〇年二月から十月までの任意の3か月間の事業収入の対前年同期比と同期間と比較することになります。

**A** 二〇二〇年二月から十月の期間で任意の連続3か月の事業収入の合計を前年の同期間と比較することになります。

**Q** 複数の事業（X事業・Y事業）を営んでいる場合、X事業のみ事業収入が減少している場合には、X事業のみ対象となりますか？

**A** 事業ごとのカウントはできません。事業収入の減少の判定は1社の中小企業が行う全ての事業に係る収入の合計額で比較します。このため、X事業とY事業の合算した事業収入が一定程度減少していることが要件となります。

**Q** 個人が事業として行っていない不動産貸付も今回の特例の対象になりますか？

**A** 個人事業主であり、事業用家屋を所持し、毎年市区町村に対して当該資産に係る固定資産税・都市計画税を納税している方は、不動産貸付に係る収入が一定の減少要件を満たす場合は対象となります。

## 新型コロナウイルス対策給付金 申請期限

令和2年12月16日現在

8

給付金の種類	支給要件（原則）	支給金額	申請期限
持続化給付金	2020年1月から12月の任意の月の売上が前年同月比で半分以下	中小法人等 最大200万円 個人事業者 最大100万円	2021年1月15日 電子申請24時まで
家賃支援給付金 (国)	① 2020年1月から12月の任意の月の売上がり前年同月比で半分以下	中小法人等 最大600万円 個人事業者 最大300万円	2021年1月15日 電子申請24時まで
	② 2020年1月から12月の任意の3か月の売上がり前年同月比で30%以上減少		
家賃支援給付金 (都)	国の家賃支援給付金の給付通知をうけている、都内に本店支店のある事業者	中小法人等 最大375,000円 個人事業者 最大187,500円	2021年2月15日 電子申請23時59分まで
雇用調整助成金	任意の月の売り上げが5%以上減少していて、従業員に休業手当を支給した事業者	一人一日15,000円上限	2021年2月28日までの休業等が対象。 「支払対象期間」の翌日から起算して2か月以内

※そのほかの県や市区町村でも独自の支援策を設けている自治体もありますので、事業所のある自治体や、お住まいになっている自治体のホームページをご確認ください。



昨年は新型コロナウイルスの影響に悩まされた1年でした。末広会 자체も1月のひまわり会の新年会だけは実施できましたが、その後の行事はすべて中止となってしまいました。

今年に関しても、現時点では感染拡大状況が不透明なため、各種行事が開催できるかどうかわからない状態です。健康でなければ事業経営どころではありません。引き続き、健康を最優先に考えていくましょう。

税理士法人東京第一会計職員一同、全力で皆様をサポートさせていただきます。いろいろご相談ください。

(編集部)

編集後記